



福山市会計年度任用職員募集要項

福山市では、次に掲げる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

1 募集期間 随時。ただし、採用が決定次第、募集を締め切ります。

2 採用及び任用予定期間

2024年（令和6年）4月1日以降の採用の日から、2025年（令和7年）3月31日までとします（必要に応じて任期満了後に会計年度任用職員として再度の任用をすることがあります）。

3 募集業務、採用予定人数及び募集要件

職務名	予定人数	募集要件
若者・くらしの悩み相談課相談員 兼女性相談員	1人	次のいずれにも該当する人で、パソコン操作ができる人 1 男女共同参画の推進に意欲と熱意のある人 2 DV・虐待等の相談支援業務の経験を有する人

4 応募資格

上記3の表の募集要件を満たす人

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は、応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 外国籍の方も受験できますが、在留資格において就労等が制限されている場合には、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。

なお、試験に合格した際には、在留カード等の写しを提出していただきます。

5 主な業務内容及び勤務条件

- (1) 業務内容 DV（配偶者・恋人などからの暴力）、夫婦関係、離婚、セクハラ又は性別による差別などの相談業務、その配属された所属において必要と認める業務
- (2) 勤務場所 市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課
- (3) 勤務時間 週30時間 月～金曜日の5日勤務
9時45分～17時15分のうち6時間
- (4) 報酬額等 報酬額 月額 146,700円（予定）
※このほか、通勤手当、期末手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額の2.01月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額2.45月分）、勤勉手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額0.6175月分、再度任用された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額0.95月分）などの諸手当をそれぞれの条件によって支給します。（ただし、条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。）
- (5) 休暇等 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇などの制度があります。
- (6) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険の制度が適用されます。

6 申込書類（※提出された書類は、返却しません。）

所定の**申込書（別紙様式）**により申し込んでください。

免許、資格等を必要とする業務にあつては、当該免許、資格等の写しを申込書に添付してください。普通自動車等の運転免許証については、申込書の免許・資格等の欄に免許番号等を記入してください（運転免許証の写しの添付は、不要です。）。

○申込書の入手方法

(1) インターネットで次のホームページアドレスにアクセスし、必要書類をA4用紙にプリントアウトして使用してください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/wakamono-kurashi/>

(2) 市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課（市役所本庁舎 東棟1階）でも配布しています。

7 申込受付

必要書類を市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課へ郵送又は持参してください。

○ 申込み・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課

電話（084）928-1297

※封筒の表に**赤字で「会計年度任用職員申込み」**と書いてください。

○ 持参の場合の受付時間 8時30分から17時15分まで（土・日曜日・祝日を除く）

8 選考試験

(1) 試験内容 作文（50分）及び面接

(2) 日時・場所 別途通知します。（※受験者用の駐車場はありません。）

※受験票などの送付はしません。受験票は、試験会場でお渡ししますので、当日は直接会場にお越しください。

※当日は、筆記用具（鉛筆及び消しゴム）を持参してください。

9 合格発表

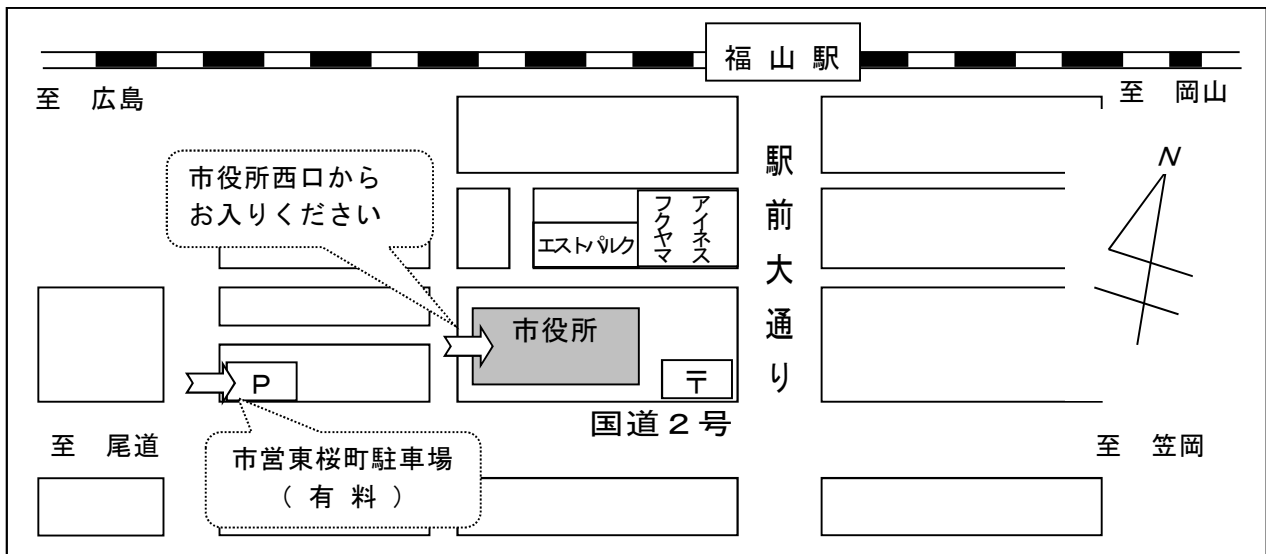
合格については、受験者に結果を文書で通知します。

（なお、電話でのお問合せにはお答えできません。）

試験会場案内

○福山市役所本庁舎へのアクセス

JR福山駅「ばら公園口」から南へ徒歩約10分



※受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

申込み・問合せ先

福山市市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 (084) 928-1297